

# 会社の設立について

## 定款作成と認証

### 定款とは

定款とは会社の活動範囲や組織運営についての基本原則を定めたもので、会社を設立する際には設立に先立ち必ず作成され、公証人役場にて公証人の認証を受けなければならないものです。設立時の定款は原始定款と呼ばれます。

### 定款の認証の手続きについて

現在、定款を作成する方法は2種類あります。ひとつは発起人が書面で定款を作成し、署名または記名押印をする方法、もうひとつは、いわゆる電子定款と呼ばれるもので、パソコン等を用いて定款を作成し、あらかじめ取得しておいた電子証明書を用いて作成したデータに電子署名をする方法です。

なお、作成においては、発起人本人だけでなく行政書士等の代理人の定款作成も認められています。

電子定款による認証のメリットは、下表のとおり、書面による定款認証においては公証人による認証の際に定款認証手数料 50,000 円の他に印紙代 40,000 円が必要となりますが、電子定款認証では印紙代 40,000 円は不要となり、会社設立の際のコストを低く抑えることができる点です。

ただし、定款の認証が必要となるのは会社設立時の1回だけですので、発起人本人が電子証明を取得して電子定款認証を行おうとすれば、電子署名をするための電子証明書の取得やパソコンソフト等の導入が必要であり、印紙代 40,000 円以上のコストがかかりますので、また定款認証の際にインターネットを通じて申請が必要になるなど手続きにおいても煩雑になりますので、電子定款認証に精通している行政書士等の専門家に依頼するほうがよろしいかと思えます。

### 書面での定款認証と電子定款認証の手数料比較

	書面での定款認証	電子定款認証
定款認証手数料	50,000 円	50,000 円
印紙代	40,000 円	0 円

(行政書士等への報酬及び定款謄本作成手数料等は上記に含まれません。)

(平成 22 年 10 月)